

タイトル	憲法教育への試み：「恵庭事件」を素材として
著者	前田，輪音
引用	北海学園大学学園論集，135：1-29
発行日	2008-03-00

憲法教育への試み

——「恵庭事件」を素材として——

前 田 輪 音

憲法をとりまく社会の変化は憲法教育に常に課題を投げかけてきた。憲法の理念からみて現実のあまりの乖離とその拡大を否定し難い現代において、主権者として憲法の理念実現のために「不断の努力」が必要であるとはいえ、教育における困難さもまた否定し難い。

しかし、憲法教育の目標が主権者の育成であるとするならば、このような時代にあった有効な教育内容・方法がのぞまれることは言うまでもない。

本稿では、中等教育の憲法教育において平和の問題を人権の観点からとらえるための教育内容構成を行なうことを目的に、その作業の一環として、恵庭事件を素材に1996年に教材を作成・実践した結果¹⁾から教育内容構成に向けて必要な事柄を再度洗い出す。それをもとに授業プログラムを作成、「社会科教育法」を受講している大学生に行なった実験授業の報告を行なう。この作業を通して中等教育における恵庭事件の授業プログラム作成の課題、ひいては憲法教育の課題を明らかにする。

恵庭事件の概要

北海道恵庭町（現恵庭市）の自衛隊演習場に隣接した野崎牧場では、長年にわたり自衛隊の演習による騒音や水質汚濁による度重なる被害に悩まされ、何度も様々な手段で抗議を重ねてきた。その末に、牧場の野崎健美・美晴さんの2名は自衛隊の演習中に基地内の通信線を切断したところ、自衛隊法121条の防衛用器物損壊罪違反で起訴された。公判は全41回にわたり、自衛隊および自衛隊法が憲法9条違反ではないかという点が議論された。判決（札幌地判昭和42・3・29刑集9巻3号359頁）では、切断された通信線は自衛隊法121条の例示物件には該当しないと判断し、被告人は無罪となった。しかし自衛隊の合憲性については憲法判断を回避された。

1 1996年作成の教材・実践（高校生対象）の課題——「被害」「抵抗」の必要性

以下、1996年に作成した教材および実践を“96年教材・実践”とよび、若干その内容を振り返る。

96年教材・実践は、1996年7月、札幌市内の高校において、3年生対象の「政治・経済」の授業1コマ(45分)2クラスにおいて実践された。司法権の解説の一環として、「憲法判断を回避し

た場合——恵庭事件の場合」と題したB4版2枚のプリントを作成し配布、それらを読んで感想を書く、という形で進められた。

プリントの内容は、主に深瀬忠一²⁾に依拠しながら、裁判の概要(事実、争点、判決主文)、事件の背景(野崎牧場の牛の乳量の減少被害、抗議したが演習中止ならず)、裁判の意味(自衛隊法で一般市民が起訴された意味)、公判の様子(約400名の弁護団の結成)、判決の理由(判決文より)、恵庭裁判の教訓、判決がもたらしたもの(憲法裁判自体意義があること)、憲法判断回避がもたらしたそれぞれの立場(被告・検察・裁判所三者)にとっての意義、の7つの点を簡単にまとめたものである。高校生の感想には、これらの諸点について意見や自分の考えが出された。

この実践をふまえ、今後の授業プログラム作成に際して「改善の視点」や内容を列挙した³⁾うえで、次のような課題を述べた。

(96年教材・実践が有する)「裁判などで明らかにされた事件の背景や判決の憲法学的検討など」の教育内容は、「自衛隊の演習等による生活への具体的侵害が憲法第9条を核とする平和的生存権の侵害を意味するものであることが認識された・あるいは認識可能であることを示している」。しかし同時に、「子どもの認識においては、自衛隊などの演習による生活への被害が平和的生存権という人権の侵害であるというふうに、必ずしも両者が有機的に結びついているとはいえない。これは、教材において平和的生存権の定義がなされているわけではないためである」⁴⁾。

平和的生存権の理論は、1962年に星野安三郎氏の「平和的生存権序論」⁵⁾で「平和主義」の人権性が提唱されて以来、恵庭・長沼裁判闘争(長沼ナイキ基地訴訟一審判決を含め)などを経ながら学説において継承・発展してきた。特に最近では市民による平和関連訴訟(たとえば自衛隊イラク派兵差し止め訴訟)の依拠するもののひとつとして注目されてきている⁶⁾。判決でその意義が認められたのは長沼一審判決のみであるうえに、憲法学における定義は諸説ある段階ではあるが、このような社会的動向をかんがみると、少なくとも平和を人権の問題としてとらえる向きは、社会的に認知されつつあると考えてもよいだろう。

筆者は、96年教材・実践以来、憲法教育に有効な平和的生存権の定義は、憲法第9条と第3章を有機的に結び付け「国民個人の基本的人権のうちで最も重要なものであり」「基本的人権の総体」とした深瀬忠一のもの⁷⁾と考え、それに依拠しながら、教科書分析⁸⁾や教育実践分析⁹⁾を行ってきた。その作業を通して、教育内容構成上は必要としながらも、授業プログラムに平和的生存権の定義そのものを示すことが子どもの理解を促すことには必ずしも限らないと考えようになった。

なぜならば、96年教材・実践ですでに、平和的生存権の侵害の事実が高校生の目が向けられていたからである。96年教材のうち、「事件の背景」では以下のように被害すなわち平和的生存権の侵害の事実を表した。

「<事件の背景>自衛隊の演習により野崎さんの牧場の乳牛の乳量が減るなどの被害が出たため、演習の中止を申し出たが聞き入れてもらえず、被害阻止のため通信線を切断した。」¹⁰⁾(以下、通

信線の解説と自衛隊法 121 条を引用 略)

B4版2枚のプリントのうち被害の記述はわずかにこれだけで、内容としてもはなはだ不十分であったにもかかわらず、高校生の感想はここに焦点をあてたものが複数みられた。たとえば、「なぜ野崎さん等が通信線をきったのかという理由を問いたてながら自衛隊側との問題を解決していけばよかった」「そうとううるさかったみたい」「うるさいし、環境にもよくない」「そうとうの苦痛だったのでしょうか」「演習場の場所に問題があると思う、よりによって酪農を営んで牛を飼育しているところの近くに演習場を設置するのは間違っている」など、想像力を働かせながら、野崎牧場の人々の被害（＝平和的生存権の侵害）に敏感な反応が示されたのである。

96年教材は「憲法判断回避」の事例として用意されたので、判決の意味づけや裁判闘争などいわゆる理論面（学术界による理論的な意味づけを示すこと）に主な焦点があてられ、被害の実態は必ずしも重要な位置を占めていなかった。にもかかわらず、である。もちろん、その他の大半を占めた教材（理論的意味づけ部分）と比較して、被害の実態は高校生が想像しやすいものである故であろう。しかしこれらは、平和的生存権の定義自体は示さなくても、軍事演習がもたらす個人の生活への被害、すなわち軍備により憲法第3章に規定されている基本的人権の侵害＝〈平和的生存権の侵害〉に十分に着目可能であることを意味する。

判例はたしかに具体的な事実が基になっているが、その争点や判決のみを扱うことにより、子どもにとって即、身近な問題となるとは限らない。「生活の場に憲法を引きつけ、そこをくぐらせ」¹¹⁾ることが憲法教育に必要なのだとするならば、子どもにとって真に「身近」とらえることができる憲法問題は、子どもが想像しやすい生活上に起きた問題として教育内容構成することが必要であり、それこそが理解を助けるという点を再確認することになった。

以上、96年教材・実践を再検討した結果、軍事演習による生活そのものの被害（＝「生活権の侵害」）の事実を提示することの重要性が明らかになった。よって、人権侵害のいわば加害者が「一国家組織」のうちの軍備であること、それらの被害の数々の事実、そして何より一国民として野崎さんらとその侵害に抗した行動の数々を示すことが教育内容構成上必要であると考えられる。

さらに、別の点として、演習場の地理的特徴や、被害が現代的問題でもあることを把握する必要性もある。恵庭事件の舞台となった島松演習場が属する北海道大演習場は、子どもたちが住む札幌市も一部含まれている。つまり、物理的にも身近な問題なのである。それは教育内容上、重要な事実である。96年教材・実践では、北海道大演習場の地理的特徴（一部は市街地に隣接している・島松演習場は子どもたちが住む札幌市に近い（直線距離にして約30km）・札幌市も一部含まれる）、および今でも演習による被害が存在する（危険性、騒音、水質汚濁、など）ことは含まなかったし、演習の音が「うるさい」ものと高校生なりに想像していたとはいえ、実感を伴った認識は感想文からは見出し難い。ゆえに、演習場の地理的特徴を把握し、それを鍵に演習の被害が自分たちにとって現実の問題となりうることも考えられる教育内容が必要と考える。

2 2007年授業プログラムの目的と内容

以上の諸点を検討のうえ、2007年1月に、大学生を対象に以下の授業実践を行なった。

目的： 恵庭事件における被害と抵抗の事実を知ることを通して、平和を人権の問題として考える契機とする。

主な内容：

- 1) 恵庭事件の舞台となった島松演習場（北海道大演習場の一部）の地理的特徴
- 2) 恵庭事件の被告となった野崎さん一家がうけた演習による被害、およびそれら被害に対する野崎牧場の人々の抵抗

1) 恵庭事件の舞台となった島松演習場（北海道大演習場の一部）の地理的特徴

島松演習場は、北海道の中西部にある「北海道大演習場」の一部である。この北海道大演習場は、自衛隊演習場のうち、同じく北海道の東部に配置されている矢臼別演習場に次ぐ全国第2位の面積を有する広大な演習場である。その広さゆえ、当時の島松演習場は大砲射撃などの長距離で大規模な演習が行なわれるところであった。また、市街地の間をぬう形で配置されているので意識されにくい、北海道の政令指定都市であり学生の多くが居住する札幌市にもその一部がある。

当時の野崎牧場は、島松演習場と隣り合わせの位置にあり、かつ島松演習場と恵庭演習場が川（漁川）1本を隔てて隣接している。その両方から野崎牧場は近い位置にある。

地図で位置を確認しようとする、現在の国土地理院発行の恵庭およびその周辺地図（5万分の1）には、「自衛隊演習場」との記載はあるが「北海道大演習場」とは明記されていない¹²⁾。島松演習場も「自衛隊演習場」と記載されているのみである。5万分の1の地図「恵庭」「千歳」「追分」などをつなぎあわせたときにそれらに点在している「自衛隊演習場」全体が「北海道大演習場」のほぼ全体を示している。

2) 恵庭事件の被告となった野崎さん一家がうけた演習による被害、およびそれら被害に対する野崎牧場の人々の抵抗

野崎さんの被害および抵抗、そして野崎牧場の歴史等については、野崎健之助氏（野崎健美氏の父）の叙述¹³⁾、野崎健美氏による恵庭事件公判の冒頭陳述等¹⁴⁾に求め、被害者である（人権侵害をされた）野崎牧場の人々の言葉を適宜整理し、教育内容の素材とする。

野崎健之助氏の叙述によると、野崎健之助・寿美夫妻は1927年に十勝の豊似に開拓に入り牧場を始めたこと、1941年の戦争開始直前に恵庭に移ってきたこと（前年から移転を考えていたこと）、恵庭の野崎牧場のすぐ裏には当時から旧帝国陸軍演習場があったこと、その演習は年に1・2回程程度のものであったこと、終戦後には樺太からの引揚者や退役軍人により演習場内の開拓が

始まったこと、占領下の米軍の演習地として接収されたこと、戦車による土地荒廃のため野崎牧場に流れ込む小川に土砂が流入して飲料水・牧場用水・電力の確保（発電機を小川に設置していた）に困難が生じ始めたこと、牧場私有道路を米軍が戦車等で通行し道を荒らしたこと、道に牛を紐につないで放牧し通行を阻止したこと、米軍演習は自衛隊演習に代わり始めたこと、などの野崎牧場の歴史、特に後半は米軍演習による被害と抵抗の歴史が読み取れる。

米軍からはじまり自衛隊に変わってから起訴に至るまでの野崎牧場の被害は、野崎健美さんによる公判冒頭陳述で詳細に語られているが、その大方と国内の軍備拡張の状況も含めた年代順の整理が「恵庭事件日誌」¹⁵⁾として表されている。

よって、まず「恵庭事件日誌」から主に野崎牧場の被害と抵抗の記録¹⁶⁾を以下に抜き出し（年代表記は西暦に統一し、漢数字は算用数字に変更）、「恵庭事件日誌」にあらわれていない部分で教育内容上重要と考えるものを公判の冒頭陳述からいくつか取り出す。

1955年9月22日 島松演習場内に、米軍ジェット機爆撃演習場ができ、急降下爆撃演習を開始（翌1956年末頃からは自衛隊も参加）。標的は野崎牧場からわずか1キロの地点、半月ごとに毎回延べ1000機ないし1500機が野崎牧場のサイロを目標に、牛舎・住宅の真上約30メートルまで急降下。牛があばれて乳動脈を切って死んだり、流産が頻出、乳量・受胎率もいちじるしく低下。野崎健之助・寿美夫妻と次男美晴は難聴になり、寿美は血を吐いて入院。

1957年1月 野崎健之助は、妻寿美が騒音と心労から結核になったため、牧場からの転居を決意、札幌市内に移住。ひきつづき関係方面に陳情をつづける。寿美、通院をつづける。

同年6月18日 札幌調達局、野崎氏の訴えに、日米合同委で調査すると一応回答す。

同年6月28日 野崎氏、札幌調達局大刀不動産部長を通じ、「調査終了まで演習の中止方」を陳情したが、「演習は中止できないが、野崎氏の昼休み時間だけは演習を中断する」と回答。

同年7月 野崎一家、町役場・調達局に何度も話に行くも相手にされず、標的の前に座りこみを決意。

同年7月19日 米空軍代表・米領事らと野崎氏ら恵庭町役場で交渉。米側、演習を一時中止し、標的移動を約束。

同年8月 米軍、飛行コースは変更すれど、標的の位置は移さず。

1959年8月3日 野崎一家、第二航空団ジェット機による射撃訓練に抗議。健美氏、事前に通告のうえ、対地射撃目標の布をはずし、訓練を中止させる。

1959年8月5日 野崎一家、再度演習に抗議し、射撃標的をとりはずす。同隊監視員20人、かけつけた千歳署員7名と2時間にわたり押し問答。午後からの演習を中止させる。

1960年12月¹⁷⁾ 野崎美晴、北海タイムスの紙上で自衛隊に公開質問、回答なし。

1961年9月15日 陸上自衛隊、野崎牧場から約500米の地点で砲撃演習。健美・美晴兄弟が砲の前にたちふさがって抗議。北部方面総監部、「今度は桜森の窪地に入って演習する」と約束。

1962年5月27日 第1特科団、野崎牧場付近で戦車砲の夜間射撃演習を開始。再三の抗議を無視

して6月中旬までつづく。

同年9月11日 北部方面総監部第三部長、管下部隊にたいし、「最近島松演習場における抗議妨害が頻発している傾向があるが……巧みにこれを処理しつつ既定の訓練を遂行することを対民事上の訓練とも考えて指導しつつあるので……この趣旨を徹底されたい」と業務連絡。

同年9月25日 同部長、野崎一家にたいし、「桜森付近では大口径砲の、二翁台付近では中口径砲以下の射撃をする。他の地域でおこなうときは事前に連絡協議するよう指導している」と回答。

同年12月11日 牛の能力検定実施中に、事前連絡もなく二翁台で大口径砲の射撃演習開始。強く抗議するも無視され、美晴が演習用通信線を3ヶ所切断。帰り途、自衛隊員数名が「百姓のくせになまいきだ、かかれ!」「大和魂を知らないか!」と叫びながら野崎美晴におそいかかり、首をしめ、手をおさえ、鉄かぶとで何十回もなぐる。

同年12月12日 健美が演習用通信線を2ヶ所切断。

同年12月24日 北部方面隊宮崎総監、野崎兄弟を千歳警察署長に告訴。警察は通常の器物損壊事件として捜査をはじめ。

1963年3月7日 札幌地検、野崎兄弟を自衛隊法第121条違反として起訴。

さらに、これら以外の点として、公判の野崎健美氏による冒頭陳述¹⁸⁾からみていく。

野崎健之助さんと健美さんは1960年2月に、「当時の防衛庁赤城長官に会って自衛隊により生ずるいろいろな弊害に対して保守党政府が責任をもってほしいと直接申し入れ」、「私にできるだけのことはいたしましょう」と回答を得た。「施設局で、水道の施設の補償を出す」というが、「実際の工事費より六、七万円も少ない見積りでそれ以上は出せない」といわれ「そのままになって」いる。1961年には、「部落の人たちにはかり……騒音を何とかして欲しいという署名を持って総監に面会を求めた」。1962年5月には、「長い間寝たきりだった隣の橋本友七さんというおじいさんの病状が悪化して」危篤に陥っていたにもかかわらず戦車と戦車砲の音がひどく、「6月の中旬まで殆ど毎日続けられ、おじいさんは6月24日になくな」り、「隣のおばあさんは『おじいさんは大砲の音で殺されたようなものだ』と嘆いて」いた。

これらを、野崎牧場の被害・抵抗・抵抗の結果の3つに整理すると、次のようになる。

野崎牧場の被害：

- ・演習による騒音のため、牛は、乳量減少、流早産が続出、受胎率の低下、乳動脈切断による死亡
- ・演習による騒音のため、人間は、難聴になり、騒音と心労のため結核を誘発した
- ・演習による演習場内の土地の荒廃により小川の水質汚濁が引き起こす飲料水・牧場用水・発電用水供給不足または停止

野崎牧場の人々による抵抗：

- ・関係方面（役場や地元の自衛隊、北部方面総監部、防衛庁長官など）に抗議・要望（演習縮小・

被害に対する補償)

- ・実力行使による演習阻止（射撃標的のとりはずしや座り込み，および通信線の切断）
- ・マスコミを使って演習の被害の是非を自衛隊のみならず新聞を使って公開質問の形で呼びかけ

抵抗の結果：

- ・大砲の演習は桜森の凹地であるという約束を得る
- ・第7射撃場は使用しない，事前連絡をする約束をとりつける

（しかし，結果的にどちらも果たされず，その末の演習用通信線切断に及ぶことになる）

3 実践の概要

日時：2007年1月12日(金)5講目（16時～17時半）

対象：北海学園大学「社会科教育法2」（教職課程開講科目）受講生8名

担当者（授業者）：筆者（前田）

「社会科教育法2」は中学校社会科教員の免許状取得希望者のために週に1回開講された科目である。2007年4月から7月までは「社会科教育法1」を同一の受講生対象に同じ担当者により行なわれている。この講義は，複数のグループに分かれて話し合いや発表の機会が多数設けられており，そのような形式に慣れている学生たちである。

実践対象となった学生の学年，所属学部・学科は以下の通りである。

学生A（2年生） 経済学部地域経済学科

学生B（2年生） 経済学部地域経済学科

学生C（2年生） 法学部政治学科

学生D（2年生） 経済学部地域経済学科

学生E（3年生） 法学部政治学科

学生F（3年生） 法学部政治学科

学生G（4年生） 法学部法律学科

学生H（科目等履修生） 法学部（同学部卒業生）

いずれも学部の講義以外に教職課程を履修中の学生であるが，憲法については，高校までの教育に加えて，「日本国憲法」（共通教育科目）または「憲法」（法学部専門科目）を受講した・あるいは受講している。

4 授業プログラム解説と実践記録および授業分析

「社会科教育法2」の最終回（1月12日）に「教科書にない授業を考えてみよう」と題し，A4版の資料6枚（以下「プリント」と呼ぶ）を作成，1枚ずつ配布して，授業者がプリントに沿ってそれを読み上げながら適宜解説を加えて進められた。

プリント6枚の構成は以下のようである。

プリント1頁

問1…6つの北海道および沖縄の演習被害(①～⑥)を時代順に並べなおす課題

そのうち①は恵庭事件に関連する出来事, ②は恵庭事件の舞台となった島松演習場に関連する最近(2000年代)の出来事

プリント2頁

1頁問1の正解と問題文①～⑥の解説

感想記入

プリント3頁

島松演習場の歴史

北海道大演習場の地理的特徴の確認課題

感想記入

プリント4頁

北海道大演習場の解説

当時の野崎牧場の被害の状況

資料: 当時の島松演習場と野崎牧場の地図

プリント5頁

被害を受けた野崎牧場の人々の思いとそこから予想される抵抗(行動)を考える課題

プリント6頁

野崎牧場の人々の抵抗(行動)の実際(5頁課題の正解解説)

恵庭事件起訴についての課題

感想・この先知りたいこと記入

なお、「感想記入」を随所に設けたが、これはそれぞれの課題や作業によりどのようなことが理解・反応されたかを、綿密に調べるためである。

以下、授業プログラムの解説と実践記録を、プリント(頁数)、授業の流れ、授業の記録、学生による解答・感想、分析の順に示す。授業の記録は教室に設置された1台のデジタルビデオカメラによる録画をおこしたものを元に行っているが、適宜その内容の要約や「*」書きで授業の様子を示した。

問1) 次の6つの出来事を古い順に並べてみてください。

① 米軍ジェット機や自衛隊機が急降下爆撃演習をしています。Aさんの牧場にはサイロがありますが、それを目標に半月に1回ずつ、のべ一日1000機～1500機も飛んできます。牧場の上空を通過するのです。

そのたびに牧場の牛は逃げ回るし、乳の出も悪くなりました。牛の流・早産が増え、柵にあたって乳房を切って死んでしまった牛もいました。

また、上空からだけではなく、地上ではトラックや特車の行き来により、道が荒れてしまい沢水の汚れも日に日にひどくなります。

② 演習中の航空自衛隊の迎撃戦闘機から機関砲が13発ほど「誤射」されて、お年寄りたちが利用しているB施設とその付近に駐車してあった車にあたりました。外にいたお年寄りたちに職員さんはすぐに建物内に入るよう呼びかけました。ものすごい音がして、車や壁には穴があくし、とても怖かった、と話していました。

③ 米軍ヘリコプターがC大学の構内建物に衝突のうえ、地上に落下、爆発・炎上しました。幸い、けが人は一人も出ませんでした。乗っていた乗員の生死は発表されていません。多くの職員が仕事をしていた建物のわずか数mのところ爆発しました。事故直後に米軍が大学構内に入ってきて、事故原因の調査や後始末をはじめ、学生はもとより学長先生さえも中に入れませんでした。墜落前にいろいろな部品を落とし、壁は黒こげになるし窓は割れるし普段の講義期間であつたらもっとひどいことになっていたかもしれません。

④ 酪農の町Dで、米軍の実弾射撃演習の移転が決まり、演習が始まりました。大きな通りを通行止めにして¹⁹⁾、それをまたいで本当の弾丸を使って射撃する演習です。時々演習場外の民間地に弾が飛んできたこともあります。騒音もひどいし、実弾が家に飛んでこないかと不安です。

⑤ 全国でも有数の飛行場をもつE市には自衛隊の基地があり演習も行なっています。そこに、米軍演習が移転してくることが決まりました。Eの人たちは、いまでも自衛隊の演習があるのに、もっと騒音がひどくなるのかと思うと不安です。それでなくても自衛隊機による色々な事故があるので、なおのことです。

⑥ 水田地帯のF町で、防衛庁がミサイル基地を建設するために、そこに生えている林を伐採しなければならなくなりました。その林は本来は伐採できない「水源涵養保安林」というものですが、それを伐採するための手続きを行ない、その手続きが実行されました。地元の住民は反対し訴えました。

問1) の6つの事件を古い順から並べると、

古← ① ⑥ ④ ② ③ ⑤ →新

となります。

それぞれの年と場所は次の通りです。

- ① 1956年当時 北海道恵庭町(当時)にある野崎牧場(「Aさんの牧場」)
自衛隊島松射撃演習場(当時)のすぐそばでした。野崎健之助さんという人の牧場のこ
とです。
- ② 2001年6月25日午前10時55分 北広島リハビリ・センター(「B施設」)
自衛隊機は島松射撃場で訓練中でした。
- ③ 2004年8月 沖縄県にある沖縄国際大学(「C大学」)での出来事です。
- ④ 1997年 北海道東部の矢白別演習場(厚岸町・別海町・など「D町」)のこ
とです。今年も米軍の演習が予定されています。
- ⑤ 2006年 北海道千歳市(「E市」)のこ
とです。現在、演習の実際について協議中
です。
- ⑥ 1968年 北海道長沼町(「E町」)のこ
とです。地元住民により裁判が起こされ(通称「長
沼裁判」)ました。

一言感想：

【解説 — プリント1, 2頁】

恵庭事件そのものを扱う前に、1950年代から現在に至るまで軍事演習による様々な被害があること、その先駆的なものとして恵庭事件があることに意識を向けることがねらいであり、正解を期待して設けられた課題ではない。

問1の問題文①～⑥はいずれも、地元北海道および沖縄の自衛隊や米軍による軍事演習とその被害の記述である。年代順に並べる作業は、どのようなことが「いつ」のみならず「どこで」起きたことかを考えることにもなり、時代や地域を越えた被害があることを知ることになる。

①～⑥のうち①、⑥はともに北海道において裁判に至った被害の事実である。①は、恵庭事件の背景となった被害(1956年ごろ)、⑥は長沼裁判を提訴する(1968年)までの経緯を表している。これらは高等学校教科書(および大学の憲法学等のテキスト)の判例の記述では争点(憲法9条に違反するかどうか等)や判決が中心となる場合が多いが、ここでは裁判に至るまでの被害

の経緯や現状を中心に表した。なお、①は恵庭事件の公判において被告となった野崎健美さん（野崎健之助さんの長男）による冒頭陳述の一部から要約したものである。

②は北広島のリハビリ・センター敷地内における航空自衛隊演習（恵庭事件の舞台となった島松演習場）の誤射事件（2001年）、④は矢臼別演習場における米軍演習移転による問題（1997年～）、⑤は沖縄の米軍演習移転を決めた際（2006年）の移転先候補のひとつである千歳について、いずれも北海道における演習問題である。一方、③は沖縄の米軍による沖縄国際大学構内への落下・炎上事件（2004年）であり、この③のみが北海道外の被害である。

問1の正解（時代の順番）は、いつ・どこでの被害かがわかるように各選択肢のA～Fが指すもの及び具体的「年」を含め、プリント2頁に記載している。

[授業の流れ — プリント1頁]

授業者がプリント1頁を配布して問1を読み上げ、問1の解答作成を指示した。約5分後に3名（学生A、学生E、学生C）分の解答が板書され、各解答の根拠が発表された。

[授業の記録 — プリント1頁]

（*板書より）

	①	→	④	→	③	→	⑥	→	⑤	→	②	
古い	⑥	→	②	→	④	→	①	→	⑤	→	③	新しい
	⑥	→	①	→	②	→	③	→	⑤	→	④	

*それぞれの理由についての発言を授業記録から抜き出す。

*学生A（①→④→③→⑥→⑤→②）の理由

学生A；えっと…まず、今みてきて②が一番最後っていうのは間違ってるかなあとします。

授業者；あら、そう。なんで？

学生A；いや、これ海上だと思ったら、航空自衛隊の方だったので、それは違うなと思って。

授業者；あーなるほど。うん。

学生A；あと、なんで①を一番古くしたかという、今、この米軍ジェット機とか自衛隊機が、空に1日に1000機～1500機も飛んでたらたぶん問題になるんじゃないかなあとしくて、これが古いんじゃないかなあとしくて…。

授業者；うーん。昔の話じゃないかなあって？

（*学生A，うなずく）

いつ頃くらいの話？

学生A；んー，80年代。

*学生E（⑥→②→④→①→⑤→③）の理由

学生E；一番最初に⑥をしたのは、全く自分がわからなかったというか、古いのかなあと単純に

思いました。で、最後の③なんですけど、これは沖縄の事件で僕も結構覚えている事件なのでわりと新しいのかなぁと思って。あと①と⑤④なんですけど、ちょっとここ順番自信ないんですけど、酪農、矢白別とかの話なのかなぁと、道東の。そうかなぁと思ったんで。まあ、わりと近いというか10年くらいかなぁと思ったんで。

* 学生C (⑥→①→②→③→⑤→④) の理由

学生C；えーと、あの⑥は、確か憲法の授業でやったと思うんですけど、あの砂川の裁判になったやつだと思うんですけど、これはやっぱり一番古いと思って。あとは結構適当なんですけど。③はE君も言ったんですけど、沖縄の大学で確か2004年に起きた事だと思うんですよ。で、その後に⑤と④を持ってきたのは、酪農の町Dで実弾射撃演習が始まるということで、それは別海の話ではないかなぁと思って。それは確か移転してきたのは最近のことだと思ったのでそういう順番にしました。

* 黒板に解答を記した学生以外に授業者が学生Gを指名した。

学生G；⑥と①っていうのが、僕も憲法の授業でやってて昭和40年代だったと思ったので、だから⑥と①はだいたいそうだったんですけど。あの、あとそうですね、②の位置づけが僕は最後の方だと思ってたんですけど、ちょっとA君が自信がないということで僕も自信がなくなってしまったんですけど…。で、③は本当に最近だなあというのはちゃんと理解しているので、③は後ろの方にくると思います。

[問1 (1頁) 解答 (全員分)]

学生A	① → ④ → ③ → ⑥ → ⑤ → ②
学生B	① → ⑥ → ② → ⑤ → ④ → ③
学生C	⑥ → ① → ② → ③ → ⑤ → ④
学生D	① → ③ → ② → ④ → ⑤ → ⑥
学生E	⑥ → ② → ④ → ① → ⑤ → ③
学生F	① → ③ → ④ → ② → ⑥ → ⑤
学生G	① → ③ → ②
学生H	① → ④ → ⑥ → ② → ③ → ⑤

なお、学生のプリント（授業終了後回収したので、いつの時点で記入されたのか—解答中か他の人の発言を聞いた後か—不明）には、順番の解答以外に問題文の近くに以下の記載があった。

学生C…⑥に「砂川ナイキ」、学生D…①に「1950年代?」、学生E…①に「別海、矢白別」、③に「沖縄」、④に「浜中、矢白別」、⑤に「岩国」、学生G…①に「えにわ」、②に「ちとせ?」、③に「沖縄」、⑥に「砂川」

[授業の分析 プリント1頁]

問1は時代を考えると同時に、演習被害に対する考え方が表現されている。6名が①（これが恵庭事件の前段の様子をさす）が一番昔のことと判断している。その理由は学生Aによると「今、この米軍ジェット機とか自衛隊機が、空に1日に1000機～1500機も飛んでたら、たぶん問題にな

る」からである。現在これほどの演習被害があるはずはないという考えが根底にあり、一定の演習は規制されているとの考えがある。それでも同じ①が 80 年代の出来事としてとらえていることは、学生たちが生まれる前後（学生の年齢は 20 歳以上）の時期のことと把握されているのだろうか。

①と⑥は「憲法の授業でやった」（学生 C）とあるが、恵庭事件に関連する記述だと思われるのかどうかは不明である。ただしプリントの記入跡によると学生 G は①に「えにわ」と記載されており、恵庭事件との関連を読み取っていると考えられる。

⑥（長沼裁判）については、「砂川」との発言や記入がみられるが、砂川事件自体は 1957 年であり恵庭事件の背景となった演習問題発生と時期を同じくしていることから、一番昔のこととした時代の判断は正しい。事件の背景が、ミサイル基地（長沼、自衛隊用）建設と飛行場（砂川、米軍用）拡充の違いが、あいまいに記憶されていると考えられるが、どちらも違憲判決（1 審）が出されていることに共通性をおぼえているのだろう。加えて、発言にもみられるように大学での共通教育科目あるいは専門科目で「日本国憲法」「憲法」²⁰⁾での知識も動員されている。

[授業の流れ — プリント 2 頁]

授業者が若干の解説を加えながらすべてを読み上げ「一言感想」の記入を促す。

[問 1 についての「一言感想」(プリント 2 頁)]

学生 A	⑤については正直あまり最近のことであるのに記憶になかった。同じ北海道民として知らないか無関心なのは良くないと思った。
学生 B	アメリカの軍事基地や練習のせいで、一般の人がまきこまれていることが、古い時から今にかけて、かなりの困難があるんだなと思った。また、これからも、こういう数が増えると思うと一般の人たちが、まきこまれないようになればいいなと思った。
学生 C	米軍基地といえば沖縄をイメージしていましたが、北海道にも大きく関わっていることがわかりました。事故がおこらないことを願います。そして、一日も早く基地が無くなる事を願います。
学生 D	この中のいくつかは、記憶にあったので、それを思い出せなかったのがちょっとくやしい。ただ、①が最も古いのでは？という読みは当たってよかった。
学生 E	言われてみれば、こんなこともあったなと思い出しました。⑤の千歳のことは、てっきり岩国（山口県）の話だと考えてました。
学生 F	起こった場所が隠されていると、理解度はだいぶ落ちるなと思いました。また、自分の知識のなさに、はずかしさを覚えました（笑）
学生 G	①と⑥は比較的古いと思っていました。③は最近の大きな事件で覚えていましたが、その他は忘れていたとか知らないものが多かったです。
学生 H	どれが最近で、どれが昔なのかは個別にはわかるが順を追うとなると難しいと思った。

[授業の分析 — プリント 2 頁]

北海道に住む人間として最近のもの（⑤）を知らなかったこと（学生 A）や気づき（学生 E）、米軍基地は沖縄のみならず北海道も関わっていることを知ったこと（学生 C）、②④⑤は忘れていたり知らなかったこと（学生 G）など、課題を通して演習被害が今も昔もあること、そして自分たちが住んでいる北海道にたくさん存在していることに、十分注意が向けられたといえる。

①の事件について、少し詳しくみていきましょう。

舞台になった「島松演習場」の歴史

1901年から、この事件の舞台となった恵庭町(当時 現在の恵庭市)付近には、「旧陸軍島松演習場」(1567万坪)が設置され、それ以来、旧帝国軍の演習に使われていました。

第二次世界大戦(太平洋戦争・15年戦争ともいいます)中は、演習よりも実戦が主であったので、特に大きな演習は行なわれていませんでした。

終戦(1945年)より4年前の1941年に、野崎健之助さん(野崎牧場の主)一家は、北海道の豊似町からこの恵庭町に移り住み、野崎牧場を経営しはじめました(約45ha)。

そして、1945年に終戦をむかえました。

演習場には、樺太からの引揚者などが入植し開墾を始めたものの、1949年に米軍により接収され、訓練が開始、入植者には退去命令がだされました。

1950年からは朝鮮戦争が始まり、7月には日本の警察予備隊が発足(1954年に「自衛隊」になる)し、それが旧陸軍島松教育隊舎に入り、米軍と演習場を共用することになったのです。

「島松演習場」とは、「北海道大演習場」の一部です。

現在の「北海道大演習場」を地図で確認してみましょう。

一言感想：

【解説—プリント3頁】

問1の①に記載した恵庭事件の舞台となった野崎牧場に隣接する「島松演習場」(北海道大演習場の一部)の歴史の解説と、島松を含めた「北海道大演習場」の地理的特徴——位置や広さなど——を把握する課題を設定した。この課題に取り組むために、関係地域を含めた地図を配布した。

【授業の流れ—プリント3頁】

授業者が「舞台になった『島松演習場』の歴史」を読み上げた後で、「北海道大演習場」が現存するものであり問1④の矢白別演習場に次ぐ国内第2位の演習場であることなどを解説した。その後、その位置や特徴の確認作業に入った。

まず、学生8名を2グループに分け各グループに「北海道大演習場」(地図には「自衛隊演習場」

とのみ記載）を確認できる国土地理院発行5万分の1の地図「恵庭」「追分」「千歳」「石山」「早来」を配布した。作業のため机を配置換えするよう指示した。

まず地図どうしをつなぎ合わせ、地図中の“自衛隊演習場”という文字を見つけ出しそれに印をつけ、地理的特徴を考え記入（「一言感想」の欄に）するよう指示した。地図は分割してコピーしたものを配布したため（地図1枚がA3版より大きかった故）、若干つなぎ合わせるのに手間取ったグループもあり、特徴記入も含め全部で15分程度の時間を要した。

[授業の記録——5枚の地図をつなぎ合わせて並べ終わった後 グループ毎の会話]

以下、1台のビデオカメラを2つのグループ間で移動しながらの記録（一部）を示す。

***グループ①（学生C・学生G・学生H・学生E）**

（*マーカーで「自衛隊演習場」に印もつけている）

学生C；事故が起こった²¹⁾ていうのは、こちらへん。

学生H；自衛隊の演習場はこのへん。共同演習とか…。

学生C；中国とか、直行便が新千歳からあるじゃん。で、自衛隊の基地があるから、……（聞き取り不能）の時に、スパイ目的であったら困るからさ、なんか、難色を示したとかそういうこと…あったらしいよ。うーん。だからさ、中国の飛行機も自衛隊のすぐ隣に離発着するわけでしょ？

学生H；すぐ見えるもんね。

学生C；それを拒否したらねー、国際空港として…。

***グループ②（学生A・学生B・学生D・学生F）**

学生A；結構近いんじゃない!?

学生F；近いよ。1時間くらい？

授業者；さあ、地図の様子を見て、演習場ってどんなところにあるかなあ？

学生A；山の中かな？

（*「次々に……あった!」、「このくらいか？」など）

授業者；じゃあちょっととびとびだけど、この「北海道大演習場」を見て、みなさんの、どういふところにあるとかその特徴とか、感想を一言書けるように見てください。

学生F；近くにゴルフ場が多いね。ここにもあるし、ここも、ここにも。ゴルフ場が近いってことは、やっぱり、人里から離れていて、土地があって……地形的にどうなのか。俺、地理一番苦手だから。

学生B；俺もダメだ、地理。

学生A；そんな高いところじゃないよね？

学生D；等高線の間隔があんまり…。

学生A；山、山ではないでしょ？

学生F；俺、千歳の駐屯地はどこにあるか知ってるんだよね。

学生A ; あっ、そうなの？

学生F ; 千歳は何個かあるから。自衛隊の人が多いから。

授業者 ; みなさん、恵庭見つけられた？

学生たち ; はい。

* 並べ終わったグループに授業者が近づき地図を指し示しながら、恵庭事件の舞台となった演習場と砲撃台が置かれていた二扇台の位置と標的および野崎牧場があった位置および民家の密集地をそれぞれ指し示した。その後、特徴や感想の記入を促した。

[「一言感想」 — プリント3頁]

学生A	細かく観察してみると自衛隊の演習場はいたる所で存在し、広大な土地を利用して訓練が行なわれていると感じた。またそんなに町から離れていなく、森林を切り拓き作られたのだと感じた。
学生B	人が多い街から少しはなれていて、ゴルフ場が近くにあることから、山を開拓、きりひらいて演習場を作ったことがわかった。でも野崎牧場と島松演習場は本当に近いところにあった。
学生C	札幌の近くに、これほど大きな演習場があるとは知らず、驚いています。これからは札幌市民として基地問題に関心をもちたいと思います。
学生D	近くに民家が無く、広くて、山の斜面が急ではなくなだらかな土地にあることがわかった。
学生E	札幌の滝野から恵庭・千歳(安平)まで市街地も挟みながら形成されていることに驚きを感じた。
学生F	近くにゴルフ場があることから、広大な土地を有している事、また、山林地帯であり、人里から離れていることが特徴なのかなと思った。
学生G	市街地四つくらいすっぽり入るくらいだった。大きかった。比較的高い場所にあるので弾が山を越えてしまうと市街地に来るような地形となっている。
学生H	札幌市南区や千歳市といった大都市にとっても近いことに驚いた。

[授業の分析 — プリント3頁]

地図での演習場の位置を確認する作業を通して、演習場が非常に広いこと(学生A, 学生F, 学生G), 札幌などの都市や市街地に近い・あるいは含まれていること(学生A, 学生C, 学生E, 学生H), 演習による流れ弾がきってしまう怖れを感じていること(学生G), 野崎牧場と演習場が近接していること(学生B), などに気づいたことを読み取ることができる。

「島松演習場」とは、「北海道大演習場」の一部です。

「北海道札幌市，北広島市，恵庭市，千歳市にまたがる地域に点在する陸上自衛隊の演習場の総称である。自衛隊では矢臼別演習場に次ぐ最大規模の演習場である。各地区に分断されている関係上規模としては矢臼別演習場に劣るが総面積 9600 ha にも及ぶ広大な演習場である。」（ウィキペディアより）²²⁾

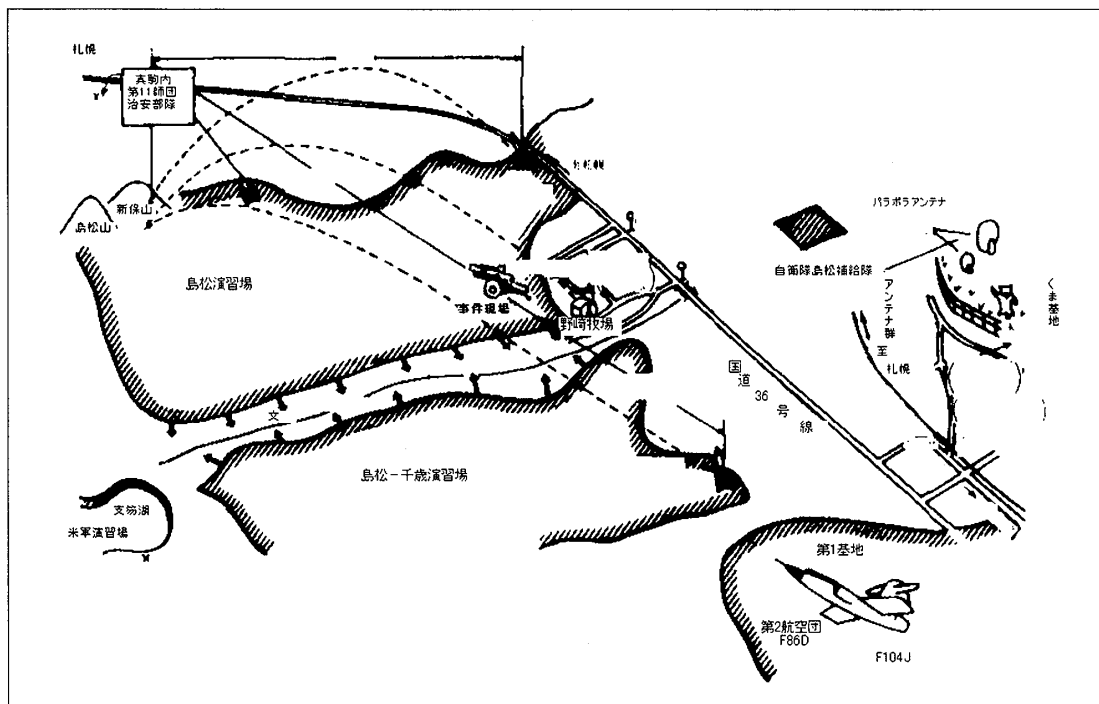
野崎牧場

演習場では，1955 年 8 月ごろから米軍ジェット機の演習が始まり，1956 年末ごろからは自衛隊機による演習が開始されました。

演習は，半月に一回ずつ，延べ一日 1000～1500 機も飛んできます。牧場にはサイロがありますが，それを目標に約 30 m 上空を通過するほどでした。1957 年に入ると，陸上自衛隊による大砲実弾射撃訓練が始まり，騒音がいつそう激しくなりました。

演習場にはトラックや「特車」も行き来するので道がぐしゃぐしゃになり，沢水もたいそう汚染されてしまいました。激しい演習が始まるたびに牧場の牛は逃げ回し，乳の出も悪くなりました。沢水の汚れも日に日にひどくなります。牛の流産も増えて，柵にあたって乳房を切って死んでしまった牛もいました。また，人間も激しい騒音から難聴になったり，病気になる人もでてきました。

当時の島松演習場の地図²³⁾



課題：

野崎牧場経営者（＝酪農経営者）になったつもりで、そのときの気持ちをあらわしてみよう。

みなさんが野崎さんなら、どうしますか？

[解説 — プリント4, 5頁]

プリント4頁は北海道大演習場の地理的解説と演習による野崎牧場の被害の解説を、プリント5頁はその被害に対して野崎牧場の人々による心情や抵抗を考える課題を設定した。

4頁では、プリント3頁の課題（地図の作業）で確認した点在する「自衛隊演習場」の全体が「北海道大演習場」であることを解説する。「北海道大演習場」の定義は、学生が日常的に頻繁に活用しているインターネット上の百科事典「ウィキペディア」を用いた。野崎牧場の演習による被害については、プリント1頁問1①の文章で表したことに加えて人的被害も示した。さらに、野崎牧場が島松演習場に近接する位置にあることを、島松演習場の手書きの地図で示した。

5頁は、自分が野崎牧場の経営者ならばどう思うか・どうするかを考える課題を通して、野崎牧場の経営者にとっての被害と抵抗を想像することになる。

[授業の記録 — プリント4頁]

授業者；(グループBに近づき、プリント4頁「当時の島松演習場の地図」を指して)「野崎牧場」って書いてあるの、わかる？

学生C；囲まれていますね。

*その後、授業者が「北海道大演習場」の解説部分と「野崎牧場」の解説部分を読み上げたあとに、ミルクが重要な収入源であるゆえに経営上大きな打撃になることを補足説明した。

その後、プリント5頁を配布した。

[授業の記録 — プリント5頁]

授業者；酪農家野崎さんの立場に立って、その時の気持ちを考えてみよう。みなさんが野崎さんだったら、このそばでドンパチをやられ、牛さんも体調悪くなって死んじゃう牛さんもいるし、自分たちも調子悪くなっちゃう。収入がぐっと下がる。どうしよう？ その時の気持ち、みなさんが野崎さんだったら、どんなことをしたいと思いますか？ どんな風に考えるでしょう？ どんなことをしたいですか？ みなさんが野崎さんの立場に立って想像しながら考えてみたいと思います。いかがでしょうか？ D君が野崎さんな

ら、H君が野崎さんなら、B君が野崎さんならどうするか？ F君のお家も近い、もしそれがF君の牧場だったらどうする？

（*学生は各自記入し始める）

（*全員が書き終わったことを確認し、書いたものをもとに発言を促す）

学生B；まず、自分が野崎さんなら、頼むから静かにしてくれ！って思って、演習を止めてもらうように言いたいです。そして、でもたぶん止めてくれないと思うので、土地を捨てて演習場のない静かな土地で新たに酪農を続けるか、まあそれしかないのかなあと。でも演習とは関係のない野崎さんと牛たちがこうやって打撃を受けるのはとてもこわいことだと思います。

授業者；はい。今のB君の案や意見以外のところで、あるいはB君に質問でもいいかもしれないね。どうですか？ F君どうですか？

学生F；B君は土地を捨てていくと言ったんですけど、それもなかなか現実難しいなあと思うんですね。新しい仕事、生活のスタイルをまた作り直さなきゃいけないし。できれば訴訟を起こした方がいいと思うんですけど、たぶん勝てないと思います。で、この後書いてたのが感想みたいになっちゃったんですけど、この自衛隊の定義として、あくまでも自国を守るためのものであって、その時に備えてやっている演習が、今その地域に暮らす人々に危害を与えてしまっているというのは本末転倒ではないかなあと。まあ、そんな感じです。

授業者；今、F君の意見はB君に対する意見も含めて言ってくれました。今のことに関連することでもいいですし、自分はこういうことを考えたんですけど、という人いますか？ はい、H君。

学生H；僕が野崎さんだったら、騒音は乳牛だけではなく人間の精神をも不安定にしますので、自分の家族がもうえらいことになってしまいます。しかも牛もえらいことになってしまっていて、牛乳の出荷量が減るということは酪農家にとって死活問題であるという風に考えて、私は公害問題として裁判所に訴えるか、それが認められないのならば、国家による殺人罪もしくは殺人未遂罪および器物破損罪で告訴したいと思います。

授業者；ほお、「国家を告訴する」。F君の意見では自衛隊ちょっといかんのではないか、本末転倒だ、というのに関わってると思いますけど。国家を訴えるという案が出てきました。さあ、みなさん、これに関連する・あるいはちょっと自分は別の視点を持っているのだけどという人はいますか？ どうですか？ D君どうですか？

学生D；意見というか、今のを聞いて自分とは格が違うなど。僕は思いつかなかったので、またそれもすごい手だなあというのがありまして。まあそういうとこです。

授業者；そうかあ。D君の意見は？ D君だったらどうする？

学生D；僕の意見としては、まあ、引越しというか他の土地を見つけるっていう意見を僕は考え

ました。

授業者；B君の案に近い？

学生D；そうです，格が同じです。（*学生D，笑う）

授業者；なるほど。引っ越してみようと。新しい境地を開こうと。そんな自衛隊の演習なんて。

学生D；経営ってどんな立場かって考えて，色んなところにお金をかけるよりは，他の場所に移って頑張ってお金を儲けようじゃないかということです。

授業者；なるほど，わかった。じゃあ他に意見はあるかな？ E君はどうですか？

学生E；はい。え〜，中間案というのもなんか変ですけど，国に補償という形でしてもらえれば。告訴ということではなくて，まあ，していただいて，金銭的な面だけでなく言えば，周辺環境が沢水が汚くなったりっていう周辺環境を守ってもらったり，演習する時間をいつもではなく1日に何回かに限定したり，一緒にこの演習をやって野崎さんも牧場をやっているようなシステムを，共存していけるような形がいいのかなあと。

授業者；ほほう，というE君案が出てきました。さあ，他にはどんな案があるかな？ 関連しているような案はあるかな？ C君，どうですか？

学生C；いろいろ意見が出たんですけど。あの，この野崎さんの場合，基地が元々あったんじゃないくて，平和に牧場をやっていたのに突然やってきて被害を与えているというのが問題だと思うので，だからやっぱり基地による損失を補償するように訴えると思います。基地が建設されたことによって牧場周辺と土地というのは買った時よりも大幅に下がっていると思うんですよ。だからやっぱり手放して移転しようと思ってもやっぱり，土地がどれくらいの値段だったかはわかんないですけど，それは大幅に下がってそんな土地を買いたいと思う人はいないと思うんですね。だから，牧場が続けられるような環境にしろらうか，もしくはもうそのすべての被害を国が土地を買って損害を全部払ってくれるか，どっちかはしてもらい必要はあるので，解決するまで裁判とかで闘っていくと思います。

授業者；なるほど。はい，あと2人。じゃあ，A君からいこうか。

学生A；僕もH君とかC君と同じで，裁判。被害者，他にも被害者はいると思うんで，そういう人たちを集めて国に訴えを起こすことをやると思います。あと，より裁判を有利に進めるために，実際の牧場からの被害状況を詳細に記録したりカメラで撮影して実際の状況を記録することと，あと，町に出て署名活動を行なうことによって米軍の撤退と自衛隊の訓練施設および訓練の自主規制とかを要請することをやると思います。

授業者；はい。じゃあ，最後，G君。

学生G；まあ本当に冷静な考えで言うと，黙って（*聞き取れない）したり，裁判所に訴える，環境権とか財産権の侵害でっていうのが一番ベターだと思うんですけど。まあ，人間そんな知識がなかったら，この野崎さんは実際問題，自衛隊に嫌がらせをするっていうよ

うな行動に出たし²⁴⁾、僕がいたら突拍子もないところで言うと、演習場ギリギリのところ
 行って鉄砲に当たるようにして、当たったらマスコミに出てめっちゃ多額の補償もらう。

授業者；なるほど。

学生G；いや、なんかマスコミは影響力あるんで、ありかなあ？と。

授業者；マスコミを使って？

学生G；突拍子もないケースでいくと、ですけどね。

授業者；なるほど。

[プリント5頁「みなさんが野崎さんなら、どうしますか？」の記述一覧]

学生A	騒音による被害者を集め、国に対して訓練をやめるよう訴えを起こす。また牧場による実際の被害状況を詳細に記したり、カメラで撮影したりする。町でも署名活動を行い、米軍の撤退を促すとともに、自衛隊の訓練施設及び訓練の自しゅくを要請する。
学生B	自分が野崎さんならまず「たのむから静かにしてくれ！」と思う。そして演習をやめてもらうように言いたい。でも、たぶんやめてくれないので、土地を捨てて演習場のない静かな土地で、新たに、酪農を続けるか、でも演習のせいで、関係のない野崎さんや牛たちが、まきこまれて、ダメージを受けるのは、とても、かわいそうだと思う。
学生C	もし自分が野崎さんだったらとても腹が立つと思います。牧場を経営する前から基地があるなら仕方ないと思うかもしれませんが、牧場ができた後に突然やって来て、牛に影響を与えているのだから許せないと思います。基地を撤去するよう周囲の人たちと協力して運動を始めるでしょう。また、基地による損失を補償するよう訴えると思います。基地が建設されたことにより、野崎牧場周辺の土地の価値は大幅に下がったと思います。従って、牧場を手放そうと思っても買い手がつかない事も予想されます。だから、牧場を続けるにしてもやめるにしても野崎さんにとっては苦しいと思います。だから、基地による被害が無くなるまで闘い続けると思います。
学生D	最初に思いついたのは、他に土地をみつけて引っ越すことだ。住民が迷惑していても、その要求が米軍や政府に簡単に通るとは思えない。それなら、いっそのこと安全な場所へ引っ越したほうがいいのではないかと考える。次に思いついたのは、ダメもとで交渉することだ。すぐには解決しないだろうが政府を通じて交渉してみれば、よい結果が得られるかもしれない。しかし、経営者という立場にたつと、利益が見込めないと思うので却下。
学生E	国に補償をしてもらう。金銭的な面だけでなく、環境を守ってもらったり、演習に費やす時間を制限してもらったりと、共存していけるようなシステムを構築していく。
学生F	勝てる見込みがあるのなら訴訟を起こすかもしれませんがやはり簡単ではないのかなあと思ってしまいます。そもそも自衛隊の定義自体に問題があると思っています。やはり憲法9条を考えた時、自衛隊はあくまでも、自国を守るためのものであり、その自衛隊が演習（もしもの場合我々を守るためのもの）だとしても、今、その地域にくらす人々になんらかの危害を加えているというのは本末転トウ（*ママ）ではないでしょうか。まあ僕としては、自衛隊の存在意義自体、疑問がありますけどね。
学生G	ケース①黙ってすぐ牧場をたたむ。で国に土地を高値で買い取ってもらい別の地に移る。②騒音おばさんのようにこちら騒音を出しまくる。③自衛隊にいやがらせをする。しかも陰湿なやつ。④いちばんまともに裁判所に訴える。環境権・財産権の侵害⑤演習場ギリギリのところにいて鉄砲にあたる努力をする（おしりの部分に）。であたったらマスコミに出てめっちゃさわぎまくる。（*後略）

学生H	騒音は乳牛だけではなく人間の精神をも不安定し、かつ牛乳の出荷量が減ることは酪農家にとっては死活問題であるので、公害と言ってもいいと思うし、それが認められないのなら殺人罪（または殺人未遂罪）及び器物損壊罪で国を告訴します。
-----	--

[授業の分析 — プリント5頁の課題]

学生による上記の抵抗案を以下のように整理してみた。

- ・演習の中止や縮小を求める抗議・交渉・要請・署名集めをする（個人、または集団で）
（しかしその効果に疑問があるので引っ越すことを選ぶという方法も併記）
- ・基地の撤去を求める運動をする
- ・被害の記録をとどめる（補償や訴訟のため）
- ・被害を受けた牧場の環境の復元を求める
- ・損害の補償（金）を求める
- ・訴訟をおこす（勝訴の見込みは薄い）
- ・国家を公害問題や殺人未遂罪や器物損壊罪等で告訴する
- ・牧場を移転する（土地を売る、しかし土地の価値が下がっているはずなので補償を求める）

これらは、「訴訟をおこす」「国家を告訴する」以外、野崎牧場の人々が実際に行なった行動あるいはそれに近い行動に似通っている。その時点までに学生が憲法教育その他によって獲得してきた自らの人権（この場合、平和的生存権）を守るためのいわば抵抗案といえることができるだろう。

野崎さんは演習からの被害を食い止めるためにどんなことをしたのか？

- ・新聞に投書（騒音，河川汚濁，牛の被害，人間の被害）
 - ・話し合いをもったこと（町役場，調達局，自衛隊員に直接）
 - ・射撃の標的のとりはずし
 - ・補償金要求（約1200万円の被害試算に対し，118万円の補償を受ける）
 - ・防衛庁長官に被害の善処方要望
 - ・防衛庁にジェット機，大砲の砲害について再検討の申し入れ（ただし返答なし）
 - ・大砲の演習は桜森の凹地であるという約束を得る
 - ・第7射撃場は使用せぬ，事前連絡をする約束をとりつける（でも，再開）
 - ・砲撃演習に電話・口頭で数度抗議
- ……などなどを経て
野崎健美さんが演習場内の通信線切断

そして，裁判（「恵庭裁判」）へと発展することになったのです。

野崎さんは，演習場内の「通信線切断」について，訴えられる（＝「起訴」）ことになったのです。どんな罪で訴えられたと思いますか？

(つづく…いつ!?)

この先知りたいこと&感想

【解説 — プリント6頁】

野崎牧場の人々による抗議行動の一部を列挙し，様々な行動がとられたことを示す。その抗議のひとつである演習用の通信線切断により野崎さんが起訴されたこと，それがどのような罪にあたりとされたのかを考える。

[授業の流れ — プリント6頁]

授業者がプリント6頁を配布し、「野崎さんは演習からの被害を食い止めるためにどんなことをしたのか？」の部分を読み上げた。課題「どんな罪で訴えられたと思いますか？」は時間の関係で省略し、その代わりに、授業者が「通信線」の役割を補足し、黒板に記載しながら刑法261条(器物損壊罪)と自衛隊法121条(防衛の用に供する物の損壊罪)の違い、自衛隊法121条の方が重いこと、自衛隊法121条で起訴されたことを解説した。

ここまで説明した後、「恵庭事件のことを思い出した人？」と聞くと2名(学生F, 学生E)、「恵庭裁判について習ったことはあるがこういうことだったのかを知ったという人」はその他全員であることを確認した。

最後に、恵庭事件はこの先がまだ続くが時間の関係でこれで終了する、ここまで勉強して「もっと知りたいこと」や「感想」を記入するよう指示した。

プリント6頁を記入し終った学生が随時、授業者に提出する際、学生Aが「聞きたいんですけど、通信線切断で訴えられた、と言うこの判断は？」「途中から憲法裁判に？」など、裁判の経緯や結果を食い入るような目で質問し、他の学生の視線も集まった。そこで授業者がその後の裁判の概要を解説し、刑法での告訴から自衛隊法の起訴にある時期から変わったこと、裁判は自衛隊および自衛隊法についての憲法裁判の様相を呈することになり公判は41回にわたるものになったこと、判決では野崎さんは無罪となったが憲法判断はされなかったこと、時代的には恵庭事件の判決後、プリント1頁⑥で示された長沼裁判が始まることなどを簡単に解説した。(この解説が終わってから、プリント6頁の感想記入を終えて提出した学生もいた)

また、プリントには記載していないが「中学生向けにこの授業を行なうとしたらあなたならどうするか」という呼びかけに、いくつか回答が寄せられた。(その他、教職課程履修生としての必要な事柄をいくつか解説したが、授業プログラムの内容には本質的に関係ないことなので、本稿では省略する)

[中学生対象にこの授業を行なう場合の意見 (一部)]

学生C…自分が中学校で授業をするならば、新聞記事や関係資料などを組み合わせて生徒に提示し、意見を聞きたいと思います。

学生F…中学生にもこういった事は教えていくべきだと思う。若干難しくても、憲法と自衛隊について何か興味を持たせる事が出来れば何よりだと思います。

学生H…大量のプリントを用したが、恵庭事件についてのことを教えるにはいい事例だと思いました。1枚目は①②③または⑤だけでもいいと思います。長沼裁判の時は⑥を中心に、③④⑤くらいでもいいと思います。判例を身近に感じさせる方法として、地形図を使ったりして、ドリル式に詳細にしてくやり方は私は好きです。

〔学生の記述 ― 「この先知りたいこと」「感想」 ― プリント6頁〕

	この先知りたいこと	感想
学生A	判決はどうなったか？ 野崎さんはどこへいったのか？ 第三者の目から見ると、どっちもどっちに見えてしまう。野崎さんの行動はやはり公共的基準を元に行動すべきであった。	
学生B	訴えられた野崎さんは、どうなったのか。そして野崎さん一家は…どうなったのか。野崎さんが無罪でよかった。	感想…恵庭裁判・事件について、少し知れてよかった。また、地図を使って授業をやったり、教科書を使っていないが、資料だけでも
学生C	野崎さんの裁判の結果です。また、当時のマスコミや世論はどちらに見方したのかも知りたいです。	野崎さんの行なった通信線切断は悪い事だとは思いますが、切断をした気持ちはよくわかります。野崎さんを追いつめた国に大きな問題があると思いました。
学生D	思いつきませんでした。	戦争をしないと約束されたのに再びジェット機が頭上を舞うことになってしまった野崎さんをはじめとする住民は、本当に気の毒だと思った。他の出来事に目を向けると、13発の誤射なんて、考えられないことだと改めて思った。
学生E	野崎さん一家のこの先がどうなっていくかは気になります。(裁判は野崎さん側が敗訴した気憶(*ママ)があるのですが)	
学生F		この事件はあきらかに国の権力を使った悪質なものだと思います。国民は国によって守られているなんてキレイ事だと強く思ってしまった。
学生G	無罪に終わった野崎さんのその後が知りたいです。	
学生H	・野崎さんのその後・なぜ野崎さんは牧場をやめたのか・恵庭事件のその後の影響	

5 到達点と課題

以上、恵庭事件の被害と抵抗に焦点をあてた授業プログラムの解説と実践の検討を行ってきた。以下に、今後の授業プログラム作成に際して、この実践から見出されたいくつかの課題をあげる。

- ・演習による被害全般を考える課題は必要か。

問1の問題文は、高校や大学における既習事項が含まれているものの、判例の記述形式とは異なり、北海道や沖縄の演習問題のいくつかを提示することから、そのうちのひとつの恵庭事件に引き付ける契機とはなったに違いない。大学生にとっても難しい問題であったが楽しみながら解いていた。しかし、中等教育には必要かどうか、判断は難しい。

- ・演習場の地理的特徴を考える課題は有効であったか。

札幌との位置関係や演習場の地理的な特徴は、授業者が解説するまでもなく、地図を調べるこ

とによって実感されたといえ、課題の有効性は確認された。地図は演習場の様子をイメージするために必要である。しかし、複数枚の地図を貼りあわせる作業自体は時間を要するため、一枚大きな拡大地図を用意すべきである。

また、地理的特徴のみならず、演習場の歴史と牧場の歴史、恵庭の開拓の歴史を明らかにすることにより、地理的歴史的に演習被害を考えることができるだろう。

・被害と抵抗の諸事実・経緯の必要性

特に、被害の数々を示すことにより、抵抗の方法を自分たちが野崎牧場の立場にたって考えた課題は効果的であった。これはつまり、国家組織（この場合自衛隊およびその演習）からの人権侵害（この場合、平和的生存権の侵害）にどのように抗するか、憲法（人権）実現（獲得）のための「不断の努力」を考えその事例を知ることになった。主権者育成を目指す憲法教育には必要なひとつの側面である。

・公判の様子への提示（96年教材・実践にも含まれていた）

被害や抵抗の実態は、公判の冒頭陳述でも当然のことながら明らかにされている。それを含めて公判でどのような議論がなされたのかは教材として必要であろう。

・野崎牧場のその後を示す必要性

判決以後、野崎牧場や演習がどうなったのかは、大学生の「知りたいこと」にあげられているが、同時に、判決を示したのみで授業プログラムを終えてしまうと、憲法判断されなかったゆえに憲法は野崎牧場の人々にとって「役に立たなかった」という印象を与えかねない。野崎牧場の人々にとって、憲法がどのような意味をもっていたのか、その後も持ちえたのか、野崎牧場のその後を示すことは、授業プログラムのなかで重要な位置を占めるだろう。

・憲法教育のあり方をめぐって

憲法第9条が存在する一方で、強大な国家組織である自衛隊が存在している。両者をどれだけ詳細に教えても、その間の乖離は、まるで2本の平行線のようにも思える。しかし、このプログラムは、軍隊の演習がもたらす人権侵害の事実を提示しながら、平和主義と自衛隊（およびその演習）が単に「平行状態にある」というのではなく、「どのような平行線なのか」、「平行線のままでいいのか」を、自ら考える課題や材料を提供し、決して「2本の直線は交わらねばならない」との結論を押しつけることはしていない。あくまで平行線を交わせようとした人々の行動を示し、主権者として考えることを促しているのみである。これは、「憲法を獲得する」ことにつながる過程のひとつといえるのではなかろうか。

しかし、今回は、演習の被害者側の材料がメインであった。いろいろな解決手段を講じたのは、他にもいたはずである。それらを含め、多様な立場（野崎牧場の人々を支援した人たち・検察側・裁判官側・自衛官側など）からの事実の提示が必要である²⁵⁾。そうすることにより、恵庭事件を、ひいては憲法教育における憲法問題を客観的にみることができる。

以上の検討から、中等教育における恵庭事件の授業プログラムに必要なことを、断片的ではあ

るが箇条書きで示す。

- ・野崎牧場を含めた恵庭の牧場の（開拓の）歴史
- ・島松演習場の歴史
- ・野崎牧場の被害と抗議（抵抗）——「恵庭事件」に至るまで
- ・裁判を支えた人たちの活動——「恵庭事件」起訴の前後から判決に至るまで
- ・起訴・裁判の様子
- ・マスコミの反応
- ・その後の野崎牧場（演習被害の変化等）

これらの諸課題をもとに、すでに2007年度秋に中学校向け授業プログラムを作成、実践した。それについては稿を改め、2008年中に発表する予定である。

〈付記〉

この授業プログラムを作成・検討する過程で、北海道大学教育学院教育課程論ゼミで多くの意見をいただいた。特にゼミ担当者である須田勝彦氏には多くのご教示をいただいた。また、参加院生阿出川祥代氏と奥山友貴氏にはゼミでの検討事項の整理を、阿出川氏、奥山氏、水上香苗氏、小林優氏には中学生の視点にたったいくつかの質問をいただいた。また、授業を録画したビデオテープおこしは2006年度北海学園大学卒業生能島可奈氏にアルバイトをお願いしたが、緻密な記録は授業分析に大変役に立った。何より、授業実践に協力してもらった2006年度「社会科教育法2」受講者諸君の発言や解答は多いに参考になった。この場を借りてすべての人に感謝する。

あわせて、『恵庭は告発する』をご提供くださった相馬述之氏、講演資料を快くお送りくださった山本光一氏、恵庭事件の公判を支え野崎牧場を支援し各種資料を発行してきた北海道平和委員会に感謝の念とともに敬意を表する。

なお、この論文作成にあたっては、平成16年度～平成18年度文部科学研究費補助金（若手研究B）「中等教育段階を通じた憲法教育の再構成—平和的生存権を軸として」（課題番号16730429）をうけている。

論文全体を通じて事実誤認などの誤りがあれば、執筆者の責任であることを付し、記してお詫びする。

〈註〉

- 1) 前田「人権としての平和をどう教えるか——恵庭裁判を素材として——」（『教授学の探究』北海道大学教育学部教育方法学研究室発行 第14号1997年3月 pp.107～121）
- 2) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987）、深瀬「軍事化から平和保障へ」（深瀬他編『北海道で平和を考える』北海道大学図書刊行会1988所収）、深瀬「平和憲法擁護の理論」（深瀬、橋本左内共著『平和を守るキリスト者 恵庭事件における証し』新教出版社、1968所収）。深瀬は、恵庭事件の公判において特別弁護人をつとめ、かつ恵庭・長沼裁判を通して平和的生存権理論を構築し、

その発展につとめた。

- 3) 事件の具体的背景の充実(被害の実態, 自衛隊への抗議), 自衛隊法で起訴した意味, 公判の様子, 憲法判断がされなかった理由, 判決その後, などの諸点について内容の整理を試みた。前掲1) pp.116-119
- 4) 前掲1) p.14
- 5) 小林孝輔, 星野安三郎編『日本国憲法史考:戦後の憲法政治』法律文化社, 1962所収
- 6) 詳しくは, 小林武『平和的生存権の弁証』日本評論社, 2006を参照
- 7) 深瀬は平和的生存権を次のように表している。「憲法第十三条の日本国民個人の尊厳の根本規範に基づき, 同条が一般的・包括的に保障している国民個人の基本的人権のうちで最も重要なものであり, 前文の明示的確認および第九条の交戦権の否認, 戦争放棄と軍備不保持の規定によって, また, 十三条ほか第三章の基本的人権保障規定に国防軍事目的の留保を認めていないことによって, 十三条の規定する人権制約原理としての『公共の福祉』の内容から『軍事的公共性』を排除し, その『公共の福祉』は, 平和的・非軍事的(戦争や軍事力によって侵害・制約されることのない)・建設的な『公共の福祉』である(それには自発的・積極的に協力する責務のある)ことにより保障され, 多くの場合, 第三章の個別的人権保障と複合して保障されている(司法審査制が担保), 平和に撤し, 核宇宙時代の全世界の国民に開かれた自然権の本質をもつ基本的人権の総体である」深瀬忠一「恒久世界平和のための日本国憲法の構想——核時代の平和を先取りした立憲民主平和主義——」『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言』1998所収 p.82
- 8) 前田輪音「中学校社会科教科書における日本国憲法の『平和的生存権』概念の分析」(北海道大学教育学部紀要 第77号 1998年12月 pp.115~153), 前田「平和的生存権の教育内容構成にむけて——『あたらしい憲法のはなし』の分析を手がかりに——」(北海学園大学『学園論集』2002年9月 No.113 pp.21~57)
- 9) 前田輪音「平和に関する教育実践—憲法学習の視点から」(太田一男編著『北海道と憲法』法律文化社, 2000年5月1刷 所収 pp.137~148)
- 10) 前掲1) p.108
- 11) 今橋盛勝「『憲法教育』と憲法感覚・知識」(『教育』1979年5月 No.371 p.111)
- 12) 2万5千分の1の地図の場合は, たとえば「陸上自衛隊島松演習場」などと, 地域を推察できる名称が付されている。なお, この実践を終えた後, 「恵庭図書館」での資料調査(2007年2月23~24日)により, 同館の「研究資料室」で「恵庭市全図(5万分の1)」(平成9年, 北海道地図株式会社札幌支店発行)を確認した。同地図では, 「北海道大演習場島松地区」と「北海道大演習場恵庭地区」の2つの名称が明記されており演習場部分が薄く黄色で塗られている。視覚的に演習場を確認する(ただし恵庭市のみ)のに有効な地図である。なお, この2演習地区は, 北海道平和委員会の当時の資料によると, 「北海道大演習場島松地区」は「島松演習場」, 「北海道大演習場恵庭地区」は「島松一千歳演習場」と表記されている。
- 13) 「恵庭——めぐみのにわ——に牛を追って」北海道平和委員会・恵庭事件対策委員会編『恵庭は告発する』(汐文社, 1968 pp.10~16所収)これは, 北海道平和委員会による野崎健之助氏の聞き取りをまとめたものである。当時この書籍は絶版であったが, 96年教材・実践の報告を行なった前掲1)をお渡ししたところ, 1997年に相馬述之氏よりご提供いただいた。氏は筆者が96年教材・実践を実践した札幌市内の高校に専任として勤務(当時)されていた。
- 14) 「被告人野崎健美(兄)の被告事件に対する陳述(第四回公判)」(深瀬忠一編「恵庭事件公判経過資料」『法律時報』第38巻第2号 1966年 No.438所収 pp.177-182)より。この資料は, その「まえがき」に記されているように, 北海道平和委員会内恵庭事件対策委員会準備会発行「恵庭事件——自衛隊法違反——公判記録, その一~五」を基礎とし, 重要部分につき札幌地方裁判所「公判調査・速記録」の原本にあたって確かめられたものである。
なお, 前掲13)とこの14)とあわせ, 山本光一氏の講演資料——山本光一「恵庭事件」を参考にさ

せていただいた。これは2002年2月25日に実施された北海道キリスト者平和の会主催による講演の際に用いられたレジュメであり、北海道平和委員会編『恵庭は告発する』（1967年）、深瀬忠一「野崎兄弟の抵抗——恵庭事件について——」（「アガペ」No.26 1966年3月 pp.26-35）、などを引用文献としている。特にレジュメ内の「事件の経過—なぜ、野崎兄弟は、通信線を切断せざるを得なかったか」は、演習の質的量的変化と野崎牧場の被害および抵抗のいくつかが整理されており、「恵庭事件日誌」や前述した野崎健之助氏の叙述をみるうえでたいへん参考になった。筆者はこの講演に出席したのではなく、山本氏のご好意により筆者に電子メールで添付送信していただいた。

- 15) 浜口武人・渡辺良夫編「恵庭事件日誌」『法律時報』日本評論社 1967年4月臨時増刊所収 pp.96～104。
これは恵庭事件弁護人浜口武人の原稿をもとに・渡辺良夫、特に起訴前については主任弁護人中島達人が確認のうえ作成されたものである。（「まえがき」より）
- 16) 前掲 15) pp.96～97
- 17) 日付は記されていないが、筆者が後に北海タイムス紙を調べたところ12月4日に掲載されていることが判明した。
- 18) 前掲 14)
- 19) 問1作成過程において、沖縄の米軍基地の県道越えの実弾演習と、矢白別演習場での米軍の演習が未分化な文章になっている。
- 20) 所属学部によるが、いずれも教育免許状取得希望者は必ず履修する科目である。
- 21) 画像からは確認できないが、おそらくプリント1・2頁②「北広島リハビリ・センター」の位置を指していたと思われる。
- 22) 「北海道大演習場」フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E5%A4%A7%E6%BC%94%E7%BF%92%E5%A0%B4>より。ウィキペディアの正確性は常に検証されるべきだが、大衆的知識ソースを掲載することにより、学生にとって身近に感じる契機となるかもしれないと考えて用いた。
- 23) 前掲 13) p.34の「島松演習場の地図」を筆者がスキャナーで取り込み、読み取りにくい文字を消去したうえで必要な文字を挿入しなおしたものである。
- 24) この発言をした学生は、恵庭事件の詳細について学部演習ですすでによく勉強している。
- 25) これは、北海道大学教育学院「教育課程論ゼミ」での検討において、須田勝彦氏に指摘された点である。